

中世初期イングランドの紛争解決

—Fonthill Letter を素材に (1) —

(西洋史学研究室) 森 貴子

The Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England

: A Recent Historiography of the Fonthill Letter (no. 1)

Takako MORI

(平成28年7月19日受理)

はじめに

アングロ・サクソン期の紛争解決をめぐる理解は、いまや刷新されつつあると言ってよい。P・ウォーモルドの業績を嚆矢とする近年の研究によって^①、紛争解決における裁判の手続きと役割が明らかとなるにつれ、アングロ・サクソン期の裁判を、アルカイックで形式的としたかつての主張は退けられることになった^②。他方で、私讐(フェーデ)が社会的重要性を維持し続けたとするP・ハイアムス^③、調停や和解の意義を強調するL・ローチのように^④、「裁判制度」の外部でなされる秩序回復のあり方を析出しようとする立場もある。そして、このような強調点や視角の違いにも関わらず、近年の議論には、考察対象と接近方法において共通の傾向が見出せる。すなわち、所謂「王の法典」を対象とした以前の手法とは異なって、文書や書簡や年代記を用いながら、実際の紛争とその解決プロセスに接近しようとする姿勢であり、これが紛争解決研究活発化の背景となっているのである。

本稿では、Fonthill Letter と呼ばれる著名な書簡を取り上げることで^⑤、以上のような紛争解決に関する議論を整理する手がかりとしたい。10世紀前半に起源を持つこの書簡は、Fonthill の土地(ウィルトシャー南部に位置)をめぐる係争の経緯を、ウェセックス王に報告する

目的で作成された。これが近年の研究で極めて重要な史料とされている理由としては、一葉のオリジナルで伝来しており、古英語で書かれた、俗人を作成者とする書簡と考えられること、また、係争の経緯を具体的に詳らかにすると同時に、裁判の渦中で生み出されたこの書簡自体が裁判プロセスの一部を構成していること、などが挙げられる。したがって、古書体学や言語研究での貴重な史料であり^⑥、さらに当該期の俗人の読み書き能力を評価する素材ともなっている^⑦。そして本稿での関心から言えば、紛争解決における諸要素—裁判の役割、王権や在地有力者の影響力、具体的な裁判手続き、あるいは犯罪とそれへの対処—を浮かび上がらせてくれることが、決定的に重要である。後述するように、作成者の立場からして決して客観的な報告とは言えないが、それでもFonthill Letter を取り上げることで、当時の紛争解決について、重要な論点を扱うことができるのである。

本稿ではFonthill Letter の日本語訳を提示する。それから作成背景について簡単に触れた後、紛争のプロセスを整理する。その上で次稿において、紛争の結果を左右する諸要素に関する議論をまとめて、その特色を明らかにしたい。

1. Fonthill Letter の内容

Fonthill Letter は、縦横およそ175mm × 380mm の長方形をした一葉の羊皮紙に、横長に、古英語を用いて書かれている。書体はアングロ・サクソン方形小文字体で、句読点がなく、改行もされていない。書き手による修正が9箇所（行間への書き込みが6箇所、単語の削除が1箇所、名前を削除した上での書き換えが2箇所）ある。縦に三回、横に三回折られたあとがあり、表面とは異なる書体での裏書を持つ。中央部には、腐食による欠損箇所がわずかながら存在する⁽⁸⁾。以下の日本語訳においては、文章の区切り、改行、および欠損箇所の扱い等について、先行の史料編纂および英訳を参考にした⁽⁹⁾。〈 〉内は書き手による修正箇所を、[] は欠損箇所を、() 内は翻訳上の解釈や付加的な説明を示している。また、下線および註は筆者によるものである。

翻 訳

† 謹啓 私は陛下に、①エセルヘルム・ヒガが主張している Fonthill の 5 ハイドの土地について⁽¹⁰⁾、何か起こったのかをご報告申し上げます。②ヘルムスタンがエセルレッドのベルトを盗むという罪を犯したとき、他の原告たちとともに、ヒガは直ちに彼に対する訴えを開始しました、そして訴訟によって、彼からその土地を勝ち取ることを望んだのです。その後、彼（ヘルムスタン）は私を訪れ、私に彼のために仲裁に入るよう懇願しました、③なぜなら彼がそのような罪を〈犯す〉以前に、私はかつて名付け親として、司教の手から彼を受け取った（堅信式で名付け親になった）からです。そこで私は彼のために話をし、④彼のためにアルフレッド王に取りなしをしました。それから彼（アルフレッド王）一神が彼の魂に報い賜わんことを一は、私の弁護と正しい説明のために、彼（ヘルムスタン）に、その土地について、エセルヘルムに対して彼の権利を証明する資格が与えられることを、お認めになったのです。それから、彼は彼らが同意に至るよう、命じられました。そしてそのために任命された者たちの一人が私であり、さらにウィフトボルド、当時納戸係であった〈エルフリック〉、ビルフトヘルム、Somerton（サマセット）のウルフハン・ブラック、ストリカ、ウッパ、くわえて⑤私がいま名前を挙げられるよりも多くの者たち（がその任に命じられたの）です。

その後、彼らのそれぞれが意見を述べました、そして我々全員には、ヘルムスタンが⑥文書（‘*boc*’）を携えて面前に現れ、その土地に対する彼の権利を証明することが許されるべきだと思われました、（つまり）エセルスリスがオズウルフの所有になるよう、適正な代価でそれを与えたように、彼がそれを保持していたということです、そして彼女がオズウルフに話したところによると、彼女がそれを与えることができるのは、それが彼女が〈エセルウルフ〉と結婚した際のモーニングギフトだったからだということでした。それでヘルムスタンは、これら全てのことを宣誓に含めました。そしてアルフレッド王はオズウルフのために、彼がその土地をエセルスリスから購入した時に、これ（土地の購入）が効力を持ち続けるように署名されました、さらにエドワードは彼の署名をし、エセルノスは彼の（署名をし）、デオルモッドは彼の（署名をし）、そして署名をして欲しいと望まれた人びとと各々が、そのようにしました。我々が Wardour（Fonthill から南に 5 キロほどに位置）で彼らを和解させようとしていた時に、その文書が提出されて読み上げられました、その時、全ての署名がそこにありました。それで、（争いの）解決にあっていた我々全員にとって、〈ヘルムスタン〉はそれゆえ⑦宣誓により近い（相応しい）と思われました。

その後、⑧エセルヘルムは、我々が王のもとを訪れ、我々がどのようにしてそれを決めたのか、またなぜそのように決めたのかを正確に話すまでは、どうしても同意しようとしませんでした、そしてエセルヘルム自身が、我々とともにそこに立っていました、その時王は Wardour の部屋で、立って〈彼の〉手を洗っておられました。それが終わると、彼はエセルヘルムに、我々が彼のために解決したことが、どうして彼には正しいと思えないのかとお尋ねになりました、彼（アルフレッド王）は、彼（ヘルムスタン）にできるのなら彼は宣誓をなすべきであり、それ以上に正しいことは考えられない、とおっしゃいました。それから私は彼がそれをやってみたいと望んでいることを言明し、王にその日を指定するようお願いすると、そうして下さいました。そして約束の日に、彼（ヘルムスタン）は宣誓を完全に成し遂げました。⑨彼は私に彼を助けるよう懇願し、宣誓に失敗するか、あるいはそれが〔ヒガに許されるようなことにな

る]よりは、むしろ[土地を私に]譲渡したいのだ、と言いました。それで私は、彼が私にそれ(土地)を譲渡することを条件に、(彼が)決して過ちをではなく、権利を得ることができるよう彼を助けると宣言しました、それで彼は私にそのことを誓いました。

そしてそれから、我々はその指定された日に乗り付けました、私、それにウィフトボルドは私と一緒に、またビルフトヘルムはあちら側でエセルヘルムとともにやってきました、そして我々全員が、彼が宣誓を完全に行ったのを聞きました。その後、我々全員でこの係争が終了したことを宣言しました、なぜなら裁判が果たされたからです。そして陛下、金銭をもってしても、また宣誓をもってしてもそれを終わらせることができないとしたら、いったいいつ訴訟は終結されるというのでしょうか?あるいは、もし人が、アルフレッド王が下されたすべての判決を変更したいと望んだとしたら、我々はいつ争いを終わらせたと言えるのでしょうか?⑩そして宣誓がなされるとすぐに、彼は私に誓ったように、私に文書を渡しました。それで私は彼に、もし(彼が)恥辱とは無関係であり続けるなら、彼が生きている間はこの土地を使用してもよいと約束をしました。

⑩それからその後—一年半後だったか、あるいは二年後だったか分かりませんが—、彼は Fonthill でみすぼらしい(世話をされていない)牛を盗んでしまい—そしてこのことで彼は完全に破滅したのです—、それからその牛たちを Chicklade (Fonthill から北西に3キロ)に追い立て、そしてそこで捕まりました、それから彼を追っていた人(? 'speremon')が発見された家畜(? 'sporwreclas')を救い出しました。彼が逃げた時、刺のある木が彼の顔に傷を付けました。彼が(盗みを)否定したいと思った時、そのことが彼に対する証拠(反証)として示されました。それからイアンウルフ・ペニアディング—彼は王の役人('gerefa')でした—が介入ってきて、彼(ヘルムスタン)が Tisbury (Fonthill の南東3キロ)に持っていた財産のすべてを取り上げました。(その時)私は彼になぜそうするのかと尋ねました、すると彼は、彼(ヘルムスタン)は盗人であり、そのため財産は王に帰属する、なぜなら彼は王の従者('cingesmon')だから、そして⑫オールドラフは彼の土地を受け取る、なぜなら彼(ヘルムスタン)が持っていたのは彼

のレーンランド(オールドラフによって、貸与された土地)なのだから、彼(ヘルムスタン)は決してそれを没収され得ない、と言いました。そしてそれから陛下は、彼にアウトロー(法外者)を命ぜられたのでした。その後、(彼は)陛下の父君の亡骸(墓)を探し求め、そして私に印璽を持ってきました、そして私は陛下とともに Chippenham (Fonthill から北に40キロ)にいました。それから私はその印璽を陛下にお渡ししました、そして陛下は彼に彼の住居と持ち物をお許しになりました、彼はいまなおそこに住んでいます。そして私は私の土地を受け取り、それから陛下と(陛下の)顧問たちの立ち会いのもとで、⑬司教にこれを与えました、5ハイドを、Lydiard (Fonthill の北東50キロに位置)の5ハイドと交換で、です。すなわち司教と司教座共同体の全員が私に4(ハイド)をくれました、そして(残りの)1(ハイド)は十分の一税のための土地でした。それゆえ陛下、⑭これ(贈与)が、いま実現されており、かつてもそうであったように、維持されなければならないということが、私にとってはまさに重要なのです。もしそうならなければ、その時には、陛下が施しとして然るべきと思われるもので、私は満足しなくてはなりませんし、そうするでしょう。

裏書

† そしてエセルヘルム・ヒガは、王が Warminster (Fonthill から北西に15キロ)におられる時に、この争いから手を引いた、⑮オールドラフ、オズフェルス、オッダ、ウィフトボルド、禿頭のエルフスタン、そしてエセルノスの立会いのもとで。

2. 作成背景と伝来

書簡冒頭にあるように、Fonthill をめぐる係争の契機となった(エセルヘルム・ヒガが訴え出た)のは、ヘルムスタンなる人物が起こした盗みであった。アングロ・サクソン期における法の機能を教えてくれるこの書簡は、同時に盗人ヘルムスタンの生涯についての語りでもあり、われわれの人間的な好奇心をかき立てる。ただしかつて D・ホワイトロックが指摘したような、それ自体が雄弁に物語る、「贅言を要しない」史料というわけではない⁽¹¹⁾。そもそも作成の年代も作成者も明記されて

おらず、また事態の推移も必ずしも明確ではない。

(1) 作成時期と作成者

まず、作成時期についてである。その内容から、書簡がアルフレッド王の死後、息子であるエドワード古王治世(899—924年)に作成されたことは間違いない。文中の「陛下」とはエドワード古王のことで、すなわちエドワード古王に宛てて書かれたのである。さらに詳細な年代については、ヘルムスタンの一度目の盗みがアルフレッド王の治世(849—899年)で、それから一年半後あるいは二年後に起こった二度目の盗みに対処したのが「陛下」=エドワード古王であったことから、書簡もその頃に、すなわちエドワード古王の王位継承後間もない900年頃に作成されたとの推測が可能である⁽¹²⁾。しかし近年になって、裏書に登場する証人の経歴を考察したS・ケインズが、それよりもっと後の920年頃を妥当な年代とする見解を出した⁽¹³⁾。書簡でのいくつかの表現が、そこで語られる出来事との時間的距離を感じさせ(例えば下線部⑤, ⑩, ⑭など)、このことが作成年代同定の傍証ともなるという。ケインズによるこの見解は、最新の史料編纂を手がけたN・P・ブルークスとS・ケリーによっても支持されている⁽¹⁴⁾。

次に作成者は、書簡本文と裏書(下線⑫および⑮)に登場する、オルドラフと考えられる(彼の経歴については後述する)。というのも、書簡とまさしく同じFonthillとLydiardとの交換を記している、900年の日付を持つ別の文書が伝来していて、この交換がオルドラフとウィンチェスター司教デネウルフ(在位878 or 879—908年)との間で行われたことを教えてくれるからである⁽¹⁵⁾。したがって、書簡中の「私」はオルドラフのことで、土地の交換相手である下線部⑬の「司教」はウィンチェスター司教を指すと理解してよいだろう。とすれば書簡作成時点でFonthillを所有しており、エセルヘルム・ヒガとこの土地をめぐる対立している相手とは、ウィンチェスター司教座(司教と司教座共同体)ということになる。

他方で、この見方への躊躇を示す立場もある。理由の一つは、下線部⑫において、オルドラフが三人称の「彼」で指示されていることであろう(F・E・ハーマーはこの故に、オルドラフを作者と見ることは極めて難しい、

とした)⁽¹⁶⁾。オルドラフが作成者であるなら、自らを三人称で指示するようなことがあるだろうか?しかもこの箇所以外では、作成者は一貫して「私」と称しているにもかかわらず、である。この点については、該当箇所が王の役人イアンウルフ・ペニアーディングの発言と読めることから、彼が役人として行った、土地の処分に関する公的な発表(public pronouncement)をそのまま書簡に引用したために生じたので、オルドラフ作成者説との矛盾はないとの主張がある⁽¹⁷⁾。あるいは、書簡作成に携わった書記による挿入を示す可能性も指摘されている。すなわち、書簡を実際に書いたのはウィンチェスター司教座の成員であり、オルドラフの口述での報告を書き取りながらも、司教座にとって特に重要な情報についてはそれを明記した。係争中のFonthillについて、その所有の正当性を主張するためには、もとの所有者で司教座へ譲渡したオルドラフの権利を強調する必要性があったということである⁽¹⁸⁾。いずれにせよ、近年では本書簡の作成者をオルドラフとする解釈が主流であるが⁽¹⁹⁾、実際に文字化したのがオルドラフ自身なのか、それとも他の書記の手によるのかについては、結論は出されていない⁽²⁰⁾。ぎこちなく洗練されていない字体、そしてスペルミスなどの修正を考慮すれば、少なくともこの書き手は、書記としての経験を積んだ人物ではなかったと推測できる⁽²¹⁾。

(2) 作成の動機

前述のように、書簡作成の背景には、Fonthill所有をめぐるエセルヘルム・ヒガとウィンチェスター司教座との対立がある。係争の過程でオルドラフは、エドワード古王あるいはウィンチェスター司教座に請われて、経緯を説明すべく本書簡を作成したのだろう。裏書からは、Warminsterの集会で最終的な決着がつけられたこと、その場にオルドラフが立会っていたことが判明する。彼はこの裁判集会での陳述のために、あるいは書面として提出するために、前もって自らの主張を文字化していたのだと考えられる。下線部⑭に明確に述べられているように、その主旨は、ウィンチェスター司教座へのFonthill譲渡の正当性を認めてもらうことであった。もしこれが認められなければ、オルドラフが司教座との交換を通じて獲得した、Lydiardの土地を手放さな

くてはならない。そのために彼は、自らが裁判を通じて Fonthill を手に入れた経緯を、詳しく説明しなければならなかった。そして本書簡作成の背後にあるこのような動機を念頭に置くならば、そこでの叙述が、必ずしも客観的観点からなされたものではないことには、留意する必要がある。

(3) 書簡の伝来について

Fonthill Letter が一葉の羊皮紙で伝来していることは、前述した通りである。これがオリジナルと考えられる主な理由は、裏書にある⁽²²⁾。書簡裏面には、表面と同時代に属すが明らかに異なる字体で、裁判の結果が書き込まれている。ということは、伝来する Fonthill Letter は、表面の筆者によって作成された後で裁判集会に持ち込まれ、最終的な決着が、その場にいた別の書記によって裏書されたものと考えられることができる。あるいはもう少し後の時点で（裁判集会が終わってしばらくたってから）、別の場所（例えばウィンチェスター司教座）で裏書がなされたと想定しても、表面とは異なる筆者が、他でもないこの Fonthill Letter に書き込んだ理由は、これが写しなどではない、オリジナルの書簡だったからと理解するのが妥当であろう。

Fonthill Letter は、中世のある時点でカンタベリー大司教座にもたらされて、今に至る⁽²³⁾。すでに12世紀には文書庫にその存在を確認できるが、それは当時の文書係の手によって、「役に立たない」*inutile* との裏書が加えられているからである⁽²⁴⁾。大司教座が Fonthill をめぐる係争に関与した証拠はなく、その後も当該所領に関心を持った形跡は見当たらない⁽²⁵⁾。したがって Fonthill Letter は、大司教座にとっては確かに役に立たない、無関係の書簡であるように見える。むしろ、係争の勝者であるウィンチェスター司教座に保管されてしかるべきであろう。この伝来経路をめぐる謎については、いくつかの説明がありうる。例えば、ウィンチェスター司教からカンタベリー大司教に昇進したエルフヘアフ（ウィンチェスター司教としては二世。在位984—1006年：カンタベリー大司教在位1006—1012年）のように⁽²⁶⁾、人の移動に伴って書簡が移動した可能性が考えられる。あるいはまた、保管の点で大司教座が選ばれたのかもしれない。つまりこの場合には、係争当事者ではない第三者で、

有力な聖職者共同体（の文書庫）に保管してもらうのが相応しいと考えられたということである⁽²⁷⁾。実際、特に俗人の場合など、記録作成と保管を地域の有力教会施設に委託する（そのように解釈できる）事例は、他にも存在している⁽²⁸⁾。それにしても、12世紀に大司教座で「役に立たない」とされた Fonthill Letter が、それでも伝来して今日に至った幸運を思えば、アングロ・サクソン期における記録作成と利用（特に俗人による）については、より積極的に評価できる可能性が高い。

3. Fonthill をめぐる裁判の関係者と経緯

(1) 関係者

さて、ここからは Fonthill Letter が語る裁判の経緯について、説明を加えながら確認していきたい。まずは主要な登場人物（オールドラフ、ヘルムスタン、エセルヘルム・ヒガ）について、分っていることをまとめておこう。

最初に、書簡作成者のオールドラフだが、彼はウィルトシャーのエアルドールマン（国王の代理としての地域の支配者）であった。王文書の一部をなす証人欄の検討から、おそらくアルフレッド王治世末期にエアルドールマンに任ぜられたと思われる。同じくエアルドールマン（サマセットか、あるいはウィルトシャーの）であったエアヌルフの孫にあたるとされる。Fonthill そして Lydiard の他に、Chelworth, Stanton (St Bernard) などの所領をウィルトシャー内に所有していた。エドワード古王の代になっても909年までは王文書に証人として頻出していることから、王の宮廷で傑出した地位を得ていたことが分るとされている。そののち王文書の伝来が途絶えた924年までに関しては彼の経歴を辿ることはできないが、伝来が再開する925年にはすでに彼の名前は見当たらない。その間に死去したと見られる⁽²⁹⁾。

次にヘルムスタンについてである。二度も盗みを働いた（ケインズによれば盗癖のある *cleptonianic*）ヘルムスタンについては、当該書簡以外に情報がない。Fonthill の5ハイド以外にも所領を持っていたこと（二度目の盗みの後に没収された Tisbury）、王の役人から「王の従者」*'cinges mon'* と呼ばれていることから判断して、彼は所謂「王のセイン」（王の近従）の地位にあったと思われる⁽³⁰⁾。

最後にエセルヘルム・ヒガである。この人物について

も、他に確たる情報はない。‘Higa’が古英語の *higian* に由来するものならば、「せっかち」「努力家」あるいは「やり手」などのあだ名で呼ばれていたことになる⁽³¹⁾。アルフレッドやエドワード古王が発給した文書の証人欄に名を連ねた形跡がないことから、王の宮廷で何らかの地位を占めることはなかったようである⁽³²⁾。

(2) 裁判のプロセス

書簡が明らかにするのは、Fonthillに関連して三度の裁判が生じたことである。一度目はエセルヘルム・ヒガの訴えによって（下線部②）、二度目はFonthillの帰属が直接の対象ではないが、ヘルムスタンが働いた牛泥棒に関連して（下線部⑩）、三度目はエセルヘルム・ヒガによる再度の訴えによるもので、これがまさに本書簡を生じさせたわけである（下線部①）。同じ土地をめぐる裁判が繰り返されるという、我々にとっては奇異に思える現象はしかし、Fonthillのケースに限らず認められている⁽³³⁾。中世初期イングランドの紛争解決の機能に関わるこの論点については、次稿で言及することにした。

裁判の発端は、ヘルムスタンがエセルレッドという人物から「ベルト」を盗んだことであった⁽³⁴⁾。この件が裁判集会に持ち込まれた際、エセルヘルム・ヒガはFonthillの土地を獲得すべく、ヘルムスタンを訴えた。つまり、ヘルムスタンの罪が認められたこと（下線部③）で、オルドラフは彼が罪を犯したとはっきり述べている）を好機と捉えて、エセルヘルム・ヒガ（とその他の原告たち）は訴えを開始したのである。ヘルムスタンに対する罰はそれほど重くなかったようだが、エセルヘルムたちの行動は、「評判の悪い者」*a man of ill-repute* が被る様々な不利益を前提にしているように見える。ケインズによれば、「評判の悪い者」は、宣誓によって身の証を立てる資格を奪われる危険性もあった（宣誓については後述）⁽³⁵⁾。ヘルムスタンがこの苦境を脱するために頼ったのが、在地有力者オルドラフである。オルドラフにとってヘルムスタンは教子であったため、彼のためにアルフレッド王に取りなしてやった（下線部④）。おかげでヘルムスタンは、Fonthillに関して自らの権利を証明する機会を得たわけである。ここからは、宗教的紐帯の社会的意義と、オルドラフのような有力者の個人的パ

トロネージが裁判に与えた影響を、指摘することができる。

さてその後、紛争の解決のためにアルフレッド王から任命された複数の人物（オルドラフも含まれる）が、Wardourで調査を行った。エセルヘルム・ヒガとヘルムスタンの両者から話を聞いた結果、ヘルムスタンに対し、文書によりFonthill所有の証明を行うようにという決定がなされた（下線部⑥）。オルドラフの報告から分るのは、Fonthillはもともとエセルウルフなる人物に属しており、彼から妻であるエセルスリスにモーニングギフトとして贈られたということ⁽³⁶⁾、その後エセルスリスがオズウルフに売却したということである。ヘルムスタンが具体的にどのような文書を何通提出したかは不明だが、少なくともオズウルフによるFonthill購入に関する文書は吟味され、アルフレッド王以下複数の証人の署名がそこに付されていることが確認された。ヘルムスタン自身によるFonthill入手を証明する文書、あるいはその経緯については言及されていない。相続、贈与、売買、あるいは交換などを通じて、オズウルフから獲得したのであろう。また、エセルヘルム・ヒガによる主張についても、書簡は沈黙している。彼はあるいはエセルウルフとエセルスリスの息子で、本来自らが相続するつもりだったFonthillの土地が、一族の手を離れたことに異議を唱えたのかもしれない⁽³⁷⁾。

ヘルムスタンには、係争に決着をつける宣誓のチャンスが与えられた（下線部⑦）。アングロ・サクソン期の裁判において、宣誓が重要であったことは間違いない。宣誓の意味と役割を巡る議論の詳細は次稿に譲るが、ともかくここでは、ヘルムスタンに宣誓が許される前段階で、文書という「証拠」が吟味されたことを確認しておきたい。裁判がヘルムスタンに有利に進んだのは、彼が所有の証拠となる文書を提出できたからであった。この時期の裁判において、書かれた証拠には重要な価値が認められていたのである⁽³⁸⁾。

しかしエセルヘルム・ヒガは、ヘルムスタンが宣誓を行うことに納得しなかった。アルフレッド王に直接判断を下してもらうことを望んだのである（下線部⑧）。後代の法典では、「在地で」正義が得られない場合には、王に申し出ることが許されている⁽³⁹⁾。エセルヘルムの行動は、後代の原則がすでに存在していた可能性を示唆

する。また彼がヘルムスタンによる宣誓という解決案を受け入れなかったのは、泥棒をしたような人物の主張が認められることに、憤りを覚えたからかもしれない。だが結局は、王によって期日が定められ、ヘルムスタンが宣誓を行うことになった。

宣誓の日が近づくと、ヘルムスタンは再びオルドラフを訪れ、自らの宣誓への支援を願い出た（下線部⑨）。ヘルムスタンは、盗みを働いたせいで自らの宣誓が支持されないことを恐れ、オルドラフに宣誓補助を頼んだのだと思われる⁽⁴⁰⁾。注目されるのは、支援の見返りとして、オルドラフに **Fonthill** 譲渡の申し出がなされたことである。このいわゆる「賄賂」が果たした機能も、当該期の裁判を理解する上で重要な論点となる。

その後、アルフレッド王によって紛争解決の任に命ぜられていた者たちの、そしてもちろんエセルヘルム・ヒガの面前で、ヘルムスタンは無事に宣誓を行うことができた。裁判はこれで終了したはずであった。しかし現実には、書簡作成時点でエセルヘルム・ヒガによって要求が蒸し返されているわけで（下線部①）、書簡の宣誓終了に続くくだりには、オルドラフのこれに対する憤慨がよく現れている。ところで宣誓終了後に、ヘルムスタンは約束通りにオルドラフへ **Fonthill** を譲渡した（文書を渡した）。オルドラフはこれを受け取った後、ヘルムスタンに一代限りで貸与している（レーンランド。下線部⑩⁽⁴¹⁾）。貸与に際して、オルドラフがヘルムスタンにつけた条件（「もし彼が恥辱とは無関係であり続けるなら」）、またそれ以前に宣誓の援助を依頼された際の彼の主張（下線部⑨「決して過ちをではなく、権利を得ることができるよう彼を助ける」）は、オルドラフが自らの行為を正当化するために挿入されたように見える⁽⁴²⁾。なぜなら彼が助けたのは、性懲りも無く再び盗みを働くような人物だったのだ。そしてこの事実こそが、エセルヘルム・ヒガに再度の挑戦を試みるきっかけを与えたのだろう。

ヘルムスタンの二度目の盗みは、一度目の裁判が終了してから間もない頃（一年半か二年の後）に起こった。今度は牛泥棒である。ヘルムスタンはこの事件で「完全に破滅した」（下線部⑪）。彼はおそらく裁判の場で罪を否定しようとしたが、逃亡の際に顔に付いた傷がそれを許さなかった。それから王の役人によって、**Tisbury** の

彼の財産が没収されることになった。他方で、**Fonthill** が没収されずにすんだのは、これがレーンランド（ヘルムスタンがオルドラフから貸与されている土地）だからであり、所有者であるオルドラフのもとに復帰するとの説明が、役人によってなされている（下線部⑫）。ここからは、財産没収に関連した当時の土地法の一端を知ることができる⁽⁴³⁾。さらに、アルフレッド王亡き後この件に対応したエドワード古王は、ヘルムスタンに法外者アウトローを宣言した。法の保護の外におかれ、誰からの援助も得られず、おそらく教会からも破門されるという厳しい処罰が、財産没収に加えて科されたことから判断して、ヘルムスタンは単なる家畜泥棒として裁かれたわけではあるまい⁽⁴⁴⁾。ヘルムスタンの犯した罪の本質と処罰についても、稿を改めて論じたい。

さて、その後のヘルムスタンの行動については、謎が多い。彼は当時ウィンチェスターのオールド・ミンスターにあったアルフレッド王の墓を訪れた。そこで何らかの贖罪を行ったのかもしれない、その証拠として「印璽」付きの文書を手に入れ、**Chippenham** の王の村でオルドラフに手渡したのだろうか⁽⁴⁵⁾。いずれにせよ効果は十分にあったようで、オルドラフから「印璽」を受け取ったエドワード古王は、ヘルムスタンに住居を与えた⁽⁴⁶⁾。具体的な場所は不明ながら、書簡が書かれた時点でなお、彼はそこで生活を続けていた。もう犯罪を繰り返すことはなかったのだろう。

オルドラフは取り戻した **Fonthill** を、交換という手段でウィンチェスター司教座に譲渡した（下線部⑬）。その理由は、**Fonthill** が再び係争の対象となるのを嫌い、所有しておくことを望まなかったからかもしれない。しかし、結局は事態は恐れていた通りになってしまった。（下線部①）。エセルヘルム・ヒガの心情としては、おそらく、一度目の裁判において、泥棒を働くような人物の宣誓が認められたことに不満を持っていた。だからヘルムスタンの二度目の有罪を契機に、**Fonthill** の帰属について、ヘルムスタンの所有に遡って再度判断して欲しかったのだと思われる（実際の裁判は、ケインズらの主張を容れるならば、ヘルムスタンの二度目の有罪からおよそ20年後に起こされたことになるが）。これに対抗してオルドラフは、ヘルムスタン、オルドラフ、そしてウィンチェスター司教へと変遷した **Fonthill** 所有の適切

性と、それに対する二人の王の関与を、特にエドワード古王が思い出せるようにであろう、書簡全体を通じて詳細に語っている。そして最後に、自身の望みを強く主張して、報告を終了した（下線部⑭）。続く記述は、もし王が原告に有利な裁決をしたとしても、被告側にも何らかの取り分を与えてくれるように、慈悲を示してほしいと訴えかけているのだろう。

さて、裏書には、この裁判の結末が記されている。エセルヘルム・ヒガがウィンチェスター司教座を相手に起こした裁判は、Warminsterにおいて王の面前で審理された。具体的な訴訟手続きおよび判決の過程は分らないが、エセルヘルムは訴訟を取り下げたと書かれている。それは敗訴を意味するのか、あるいは説得に応じたことを指すのか、はたまた法廷外での解決の結果であった可能性もある⁽⁴⁷⁾。オルドラフの名は証人たちの筆頭に位置している。本案件に対する彼の関心の強さを示すのだろう。

以上、Fonthill Letter の語るところに沿って、説明を交えながら事件のプロセスを確認してきた。本稿の目的は翻訳を提示して概要を紹介することであったが、この作業ですでに、社会的評判の意味、有力者による仲介と賄賂の機能、犯罪と刑罰の関係、宣誓の役割と証拠の重要性、王権の機能など、いくつもの論点が浮かび上がってきた。これらをめぐる近年の議論を整理してその方向性を示すことが、次稿での課題となる。

註

(1) P. Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England', W. Davies and P. Fouracre eds., *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 149-168, 262-265 (中村敦子訳「アングロ＝サクソン期イングランドにおける証書・法・紛争解決」, 服部良久編訳, 『紛争のなかのヨーロッパ中世』第三章, 京都大学学術出版会, 2006年, 57～87頁。 *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999(に再録) : Do., *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century*, volume I: *Legislation and its Limits*, Oxford, 1999など。その他の業績については、次稿で取り上げる。

(2) 例 えば F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law*, 2nd edn., S. F. C. Milson ed., Cambridge, 1968, vol. 1, pp. 25-63とこれに対する Wormald の批判 (前掲論文 'Charters, Law and the Settlement of Disputes') を参照のこと。

(3) Paul Hyams, 'Feud and the State in Late Anglo-Saxon England', *Journal of British Studies*, 40, no. 1, 2001, pp. 1-43.

(4) L. Roach, *Kingship and Consent in Anglo-Saxon England: Assemblies and the State in the Early Middle Ages*, Cambridge, 2013, esp, pp. 122-146 (Chap. 6 'The Witan and the Settlement of Disputes').

(5) オリジナルの写本は, Canterbury, Dean and Chapter Library, Chart. Antiq. Cantaur. C. 1282 : P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: an Annotated List and Bibliography*, London, 1968 (改訂電子版 The Electronic Sawyer, with corrections and modifications, and with additional data collected by Susan Kelly, Rebecca Rushforth and others, <http://www.esawyer.org.uk/about/index.html>), no. 1445.

(6) 例 えば M. Gretsch, 'The Language of the Fonthill letter', *Anglo-Saxon England*, 23, 1994, pp. 57-102.

(7) 例 えば S. Keynes, 'Royal Government and the Written Word in Late Anglo-Saxon England', R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Mediaeval Europe*, Cambridge, 1990, pp. 226-257.

(8) 概要については, S. Keynes, 'The Fonthill Letter', M. Korhammer ed., *Words, Texts and Manuscripts: Studies in Anglo-Saxon Culture Presented to Helmut Gneuss on the Occasion of his Sixty-Fifth Birthday*, Cambridge, 1992, pp. 53-97 : N. P. Brooks, 'The Fonthill Letter, Ealdorman Ordlaaf and Anglo-Saxon Law in Practice', S. Baxter et al., eds., *Early Medieval Studies in Memory of Patrick Wormald*, Farnham, 2009, pp. 301-317.

(9) F. E. Harmer ed., *Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries*, Cambridge, 1914, no. 18 (pp. 30-32, 60-63, 114-116) : D. Whitelock, ed., *English Historical Documents, I, c. 500-1042*, London & New York, 2nd edn, 1979, no. 102 (pp. 544-546) :

- Keynes, art. cit. (前註 8) : Brooks, art. cit. (前註 8) : N. P. Brooks and S. E. Kelly eds., *Charters of Christ Church Canterbury*, Anglo-Saxon Charters 17-18, Oxford, 2013, no. 104 (pp. 852-862).
- (10) ハイドとは、古英語で一家族の土地を意味し、王や領主になされる貢納およびその他の義務を査定する際の単位となった。森 貴子「権利譲渡文書に見るアングロ・サクソン期のウスター司教領の動態」『西洋史学』, 194号, 1999年, 48~49頁。
- (11) Whitelock (前註 9), p. 544.
- (12) Whitelock は、「899年から924年の間で、おそらくエドワード古王の治世初期」に作成されたと説明している。Whitelock (前註 9), p. 544.
- (13) Keynes (前註 8), pp. 93-95.
- (14) Brooks and Kelly (前註 9), p. 857.
- (15) Sawyer (前註 5), no. 1284 : W. de Gray Birch (ed.), *Cartularium Saxonicum*, 3vols and index, London, 1885-1899, no. 590. ただし Fonthill Letter で5ハイドとされた土地が、文書では10ハイドとなっていて、この点では記載に相違がある。ドゥームズデイ・ブックによれば、1066年と1086年の時点で Fonthill を保有しているのはウィンチェスター司教であり、文書と同じく10ハイドと記されている (C. and F. Thorn eds., *Domesday Book*, 6 Wiltshire, Chichester, 1979, i, fol. 65 c)。とすれば、Fonthill の交換に関して、書簡はおそらくその一部 (ヘルムスタン絡みの5ハイド分) しか報告していないのに対して、それ以外の事情も反映しているのが文書だと解釈できよう。また確かにこの文書は真正性の点で問題が指摘されているが (Sawyer の no. 1284 に付されたコメントを参照)、たとえウィンチェスター司教座が何らかの理由で文書を贋作したとしても、Fonthill の譲渡者として当該所領と全く無関係の人物の名をあげることは考えにくい。
- (16) Harmer (前註 9), pp. 115-116.
- (17) Brooks (前註 8), p. 313.
- (18) Keynes (前註 8), p. 87. 実のところ、一人称と三人称の混在については、遺言書や告知文書などでよく見られる形式である。アン・ウィリアムズ「チャーター、告知文書、そして手紙—「征服」前のイングランドにおける文書史料—」, 鶴島博和, 春田直紀編著『日英中世史料論』, 日本経済評論社, 2008年, 50~54頁を参照のこと。
- (19) Roach (前註 4), p. 126, n. 18を参照。オールドラフ作成説に対しては近年でも反論がある。M. Boynton and S. Reynolds, 'The Author of the Fonthill Letter', *Anglo-Saxon England*, 25, 1996, pp. 91-95. しかしこれには多くの批判があり、受け入れられていない。例えば Wormald, *The Making of English Law* (前註 1), p. 146, n. 98.
- (20) Keynes (前註 7), p. 249 : Brooks and Kelly (前註 9), p. 857.
- (21) Keynes (前註 8), pp. 58-61.
- (22) Keynes (前註 8), p. 61-62 : Brooks (前註 8), p. 308-309.
- (23) 前註 (5) を参照。
- (24) Keynes (前註 8), pp. 62-63. また p. 60 に掲載の写真からは、左方下部に文書係による書き込みを確認できる。
- (25) Keynes (前註 8), p. 95 : Brooks and Kelly (前註 9), p. 862.
- (26) E. B. Fryde et al. eds., *Handbook of British Chronology*, 3rd edn., Cambridge, 1986, p. 223 : Brooks (前註 8), p. 315.
- (27) Keynes (前註 8), p. 95.
- (28) 筆者も、第三者による記録の保管について整理している。森 貴子「中世初期イングランドにおけるカイログラフの登場—社会背景解明に向けた予備的作業—」『愛媛大学教育学部紀要』, 第57巻, 2010年, 213~25頁。
- (29) Keynes (前註 8), pp. 56-58. エアルドールマン ealdorman については、鶴島博和「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」『史苑』, 第七五巻第二号, 2015年, 23~25頁を参照。
- (30) Keynes (前註 8), p. 58. セイン thegn とは、もともと「使える者」を意味し、軍事や統治上の義務を果たす、地域の有力者層のことを指す。なかでも「王のセイン」は、王の近従として重要な役割を果たしていた。ウェンディ・デイヴィス編・鶴島博和監訳

- 『ヴァイキングからノルマン人へ』, オックスフォード・ブリテン諸島の歴史, 第三巻, 慶応義塾大学出版会, 2015年に付された訳註(第四章〔3〕, 344~345頁)を参照。
- (31)Brooks (前註8), p. 309.
- (32)Keynes (前註8), p. 58.
- (33)例えば, Roach (前註4), pp. 124-146.
- (34)ヘルムスタンが盗んだ「ベルト」は, 剣を吊るすための装備であり, 高貴な身分の象徴として, 重要な社会的意味を持っていたとされる。Brooks (前註8), p. 314-315.
- (35)Keynes (前註8), p. 65. 「評判の悪い者」は, 宣誓をなす資格を認められないばかりではなく, 神判に委ねられる可能性もあった。従って, その人物に対する裁判では勝利を得る見込みが高くなり, そのため多くの訴えが生じうる。
- (36)モーニングギフトとは, 初夜の次の朝に花婿から花嫁に贈られる贈り物で, 夫の死後一年以内に再婚しない場合には, 寡婦の財産となる。
- (37)Keynes (前註8), pp. 71-72.
- (38)この点は, ウォーモルドの強調点の一つである。Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes' (前註1)。
- (39)Keynes (前註8), p. 73. 『エドガー第三法典』第二章を参照のこと (Whitelock 前註9の no. 40, p. 432)。
- (40)Brooks (前註8), p. 310. 宣誓補助 oath-helper とは, 裁判当事者の支持者たちが行う宣誓で, 当事者の証言が真実であることを保証するためのものである。ウェンディ・デイヴィス編・鶴島博和監訳『ヴァイキングからノルマン人へ』(前註30)の索引での説明(17頁)を参照のこと。
- (41)貸与地(レーンランド *leanland*)とは, 土地や権利を永久的に与えられたブックランド *bockland*, *bookland* とは異なり, 期限付きの保有地のことを指す。森「権利譲渡文書」(前註10), 48頁。
- (42)Keynes (前註8), p. 77.
- (43)Keynes (前註8), p. 85. ただしケインズによれば, 没収に際し, ブックランドは王の手に移り, レーンランドは正当な所有者のもとに復帰するという原則は, 必ずしも確立したものではなかったという。
- (44)Keynes (前註8), pp. 83-84, 87-88.
- (45)Brooks (前註8), pp. 311-312. また, Keynes (前註8), p. 88.
- (46)ホワイトロックおよびケインズの解釈では, この時ヘルムスタンに対するアウトローの命令も取り消されたことになっている。Whitelock (前註9), p. 545: Keynes (前註8), 88-89.
- (47)Keynes (前註8), p. 92.